

農薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案に対する意見募集の結果について

- ・意見募集の周知方法：関係資料を電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載
- ・意見募集実施期間：平成30年10月4日（木）～平成30年11月2日（金）
- ・意見提出方法：郵送、ファクシミリ又は電子メール
- ・意見提出者数：2通
- ・意見ののべ総数：6件
- ・提出された御意見の概要と御意見に対する考え方：以下のとおり

(農薬取締法施行令関連)

番号	御意見	御意見に対する考え方
1	<p>「申請に当って納付する手数料の納付方法の改善」</p> <p>手数料の納付については、従来より収入印紙により行っているところですが、申請者が一度に納付する額が多く、購入、保管時のリスクも少なくありません。</p> <p>特に今般、農取法の改正により再評価制度が導入されることですが、有効成分毎の評価であるため、有効成分によっては、再評価の申請時に納付する額は非常に大きくなります。</p> <p>このため、本件については、規制改革の一環に位置付け、銀行振込等の安全面に優れた方法の選択が可能となるよう関係所管庁と調整を進めていただくようお願いいたします。</p>	<p>国に納付する手数料等は、財政法（昭和22年法律第34号）第2条及び印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和23年法律第142号）第1条において、収入印紙により現金納付することとされていることから、農薬の登録審査等に係る手数料についても、現時点では銀行振込による納付はできません。</p> <p>今後、「デジタル・ガバメント実行計画」（平成30年1月16日eガバメント）等の検討を見つつ、政府の全体方針に沿って、対応したいと考えています。</p>

番号	御意見	御意見に対する考え方
2.1	<p>2003年農取法の施行令で、水質汚濁性農薬に指定されているテロドリン（有機塩素系化合物）とロテノン（植物デリス根）、エンドリン、ベンゾエピン、PCPはいずれも、すでに登録は失効し、後の3成分は、化審法の第一種特定化学物質であり、販売禁止農薬でもある。農薬としての使用出来ないこれらが、完全に回収され、現在も残留している農耕地がなく、かつ、農薬以外の用途で使用されないことが確実ならば、改定農取法政令で、5成分の薬剤を除くことに同意する。</p>	<p>現行の農薬取締法第12条の2では、次の要件をすべて備える種類の農薬を水質汚濁性農薬として政令で指定するとされています。</p> <p>①当該種類の農薬が相当広範な地域においてまとまって使用されているか、又は当該種類の農薬の普及の状況からみて近くその状態に達する見込みが確実であること。</p> <p>②当該種類の農薬が相当広範な地域においてまとまって使用されるときは、一定の気象条件、地理的条件その他の自然的条件のもとでは、その使用に伴うと認められる水産動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとなるおそれがあるか、又はその使用に伴うと認められる公共用水域の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水の利用が原因となって人畜に被害を生ずるおそれがあるかのいずれかであること。</p> <p>テロドリン、ロテノン、エンドリン、ベンゾエピン及びPCPについては、販売禁止農薬としての指定の状況や登録失効からの経過期間を勘案し、①の要件に該当しないと考えられることから、水質汚濁性農薬としての指定を解除することとするものです。</p>
2.2	<p>シマジン(CAT)は、現在、単剤7件が登録されており、2016年の成分出荷量は11.5トンである。</p> <p>CATについては、早急に、ADIを評価し、水質汚濁に係る農薬登録保留基準を設定、さらに、改定法にもとづく、「生活環境動植物」への影響を評価すべきである。</p> <p>水質汚濁性農薬指定は、同剤が登録削除されるまで、継続する。また、植栽に用いられないCAT含有非農薬除草剤があれば、農薬取締法を準用する。</p>	<p>シマジンについては、現時点において、上記要件の①及び②に該当しない状況にあるとは認められないことから、指定を継続します。</p> <p>なお、水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定等その他の御意見については、参考とさせていただきます。</p>

番号	御意見	御意見に対する考え方
2.3	<p>現在登録されている農薬について、水質汚濁に係る農薬登録保留基準、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準、ADIなどの低い農薬を選び、水系に検出されている成分を水質汚濁性農薬として、新たに指定すべきである。</p>	<p>水質汚濁性農薬は、上記要件の①及び②をすべて備える種類の農薬を指定するとされているため、新たな指定についても、水質汚濁に係る農薬登録保留基準、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準、環境中予測濃度が近接する農薬に関するモニタリング調査結果、当該農薬の出荷量等を基に、検討を行うこととしています。</p>
2.4	<p>2003年法では、「広範な地域で相当量使用されている農薬で、その使用が水産動植物に著しい被害を発生させるおそれがあるもの」、「水質を汚濁して人畜に被害を及ぼすおそれがあるもの」を水質汚濁性農薬に指定するとされていた。条文にあった「水産動植物」は改定法で「生活環境動植物」となり、環境生物への影響範囲が拡大されることになった。早急に対象となる生物種やその試験方法を決めるべきである。</p> <p>「生活環境動植物」の選定においては、試験に供する水産動植物の種をふやし、かつ、個別種への毒性評価だけでなく、食物連鎖を配慮した生態系全体への影響評価を行うべきである。</p>	<p>本件の意見募集は、水質汚濁性農薬に関する指定の変更と都道府県知事が使用の規制をすることができる地域についてを対象としています。生活環境動植物の選定等に関する御意見については、参考とさせていただきます。</p>
2.5	<p>水質汚濁性農薬を指定した場合、都道府県知事が定める使用地域規制範囲については、新登録か既存登録農薬かに関係なく、「水生動植物」を「生活環境動植物」としたことを、出来るだけはやく、規制に反映させることを求める。</p>	<p>農薬取締法施行令第3条（生活環境動植物に関する改正に係る部分）の改正は、平成32年4月1日に施行されます。水質汚濁性農薬に係る都道府県の規則に反映されるよう、政令の改正に関する情報を都道府県に周知してまいります。</p>

※ なお、再評価の手数料の額については、実費を勘案しつつ、法制的観点から所要の検討を加え、35万円（注）となりましたので、御報告させていただきます。

（注）当該手数料を納付して農薬の再評価を受けた者が、その納付の日から農薬取締法第8条第2項（同法第34条第6項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める期間内に、当該農薬の有効成分について再評価を受ける場合の手数料の額は、12万9,500円となります。（具体的には、複数の有効成分を含む農薬の場合、その有効成分ごとに公示が行われ、その都度再評価を受ける必要がありますが、同一の再評価の周期中、一つ目の有効成分に係る再評価については35万円、二つ目以降の有効成分に係る再評価については12万9,500円を納付することとなります。）